**特定事業所集中減算に係るＱ＆Ａ**

《書類提出関係》

|  |
| --- |
| ①判定結果が８０％を超えた場合で、正当な理由がある場合でも、書類提出は必要か？ |

→　必要です。さらに、提出書類は事業所において、５年間保存する必要があります。

なお、判定結果が８０％を超えない場合は、提出は不要ですが、判定様式及び計算根拠等の資料は、事業所において５年間保存する必要があります。

|  |
| --- |
| ②現在、事業を休止中であるが、判定をする必要があるのか。 |

→　判定の必要はありません。

|  |
| --- |
| ③様式には、別添①、②、③、④があるが、全て提出するのか？ |

→　紹介率が８０％を超えている場合、別添①、②は必ず提出してください。

　　また、８０％を超える正当な理由がある場合は、別添③または別添④を追加の上、提出してください。

|  |
| --- |
| ④紹介率が８０％を超えた正当な理由が、複数の項目に該当する場合、別添③－１～③―３、別添④は全て提出するのか？ |

→　主な理由に該当するもの１つについて、添付して提出してください。（複数の提出は不要）

　　・正当な理由１（特別地域加算等４項目）：別添③－１

・正当な理由２（サービスの質が高いこと等）：別添③―２

・正当な理由３（市長が認めた場合）：別添③―３

・　　〃　　　（市長が認めた場合のうち、利用者から確認書の提出を受け、その内容から集中していると認められる場合）：別添④

|  |
| --- |
| ⑤１年前から事業を休止して平成３０年４月から再開したが、判定する必要があるのか。  　（平成３０年前期の場合） |

→　判定の必要はありません。

判定期間である３０年３月～３０年８月中に休止、再開をされた事業所は判定の必要はありません。

|  |
| --- |
| ⑥３０年４月に新規指定を受けたが判定する必要があるのか。（３０年前期の場合） |

→　判定の必要はありません。

　　判定期間である３０年３月～３０年８月中に新規指定された事業所は判定の必要はありません。

《紹介率最高法人の判定について》

|  |
| --- |
| ①「紹介率最高法人」は、事業所単位で考えるのか？ |

→　法人単位で考えます。

　　例えば、紹介率最高法人を算定する際、Ａ法人が訪問介護事業所を２カ所運営している場合、２カ所の訪問介護事業所のうち、どちらか１つでもプランに位置づけられていれば、その法人のプランとして位置づけます。

《特定事業所集中減算に係る判定について》

|  |
| --- |
| ①「居宅サービス計画数」には、要支援者の介護予防サービス計画数を含むのか？ |

→　含めません。ただし、経過的要介護者のサービス計画数は含みます。

|  |
| --- |
| ②居宅サービス計画（ケアプラン）を作成したが、入院等によりサービスを利用しなかった場合の取扱いは？ |

→　「居宅サービス計画数」には含めません。

ただし、例えば、２種類のサービスを計画し、１種類しかサービスを実施しなかった場合には、「居宅サービス計画数」と「実施したサービスの計画数」にそれぞれ１件としてカウントしてください。

|  |
| --- |
| ③給付管理を月遅れで行った場合は、何月分の件数として算定すればよいのか。 |

→　サービス提供を行った月の件数としてカウントしてください。

|  |
| --- |
| ④月途中で居宅介護支援事業所が変更となった場合の取扱いは？ |

→　変更前・後のそれぞれの居宅介護支援事業所のケアプランに基づいてサービスが実施されていれば、それぞれについて件数をカウントします。

例えば、月途中でＡ居宅介護支援事業所からＢ居宅介護支援事業所に変更した場合、どちらの事業所でもプランに基づくサービス提供がなされていれば、「居宅サービス計画数」は、Ａ、Ｂそれぞれ１件ずつカウントする。また、Ａ、Ｂそれぞれで訪問介護が位置づけられていれば、同じように「訪問介護を位置づけたプラン」として、それぞれの事業所で１件としてカウントする。

|  |
| --- |
| ⑤１人の利用者に対して、訪問介護を複数の事業所が提供するよう計画された場合の取扱いは？ |

→　以下のように、場合分けをして考えます。

　Ⅰ．訪問介護を提供する複数の事業所が、それぞれ違う法人によって運営されている場合

　　「訪問介護を位置づけた居宅サービス計画数」は「１」としてカウントし、法人ごとの計画数には、それぞれの法人に「１」をカウントする。

　　　　　　　　　　例）９月に訪問介護で利用者②が法人Bと法人Cの事業所を利用

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ９月 | 法人A | 法人Ｂ | 法人Ｃ |
| 利用者① | １ |  |  |
| 利用者② |  | **１** | **１** |

|  |
| --- |
| 訪問介護のプラン（分母） |
| １ |
| **１** |

　　　　　　　　　　　　　　　※１人の利用者が複数の法人からサービスを受ける場合でも、計画数は、「１」となります。

　Ⅱ．訪問介護を提供する複数の事業所が、全て同じ法人によって運営されている場合

　 「訪問介護を位置づけた居宅サービス計画数」は「１」としてカウントし、法人ごとの計画数も、その法人に「１」としてカウントする。

|  |
| --- |
| 訪問介護のプラン（分母） |
| １ |
| **１** |

　　　　　　例）９月に訪問介護で利用者②が法人Ａの事業所ａと事業所ｂを利用

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ９月 | 法人Ａ | | 法人Ｂ |
| 事業所ａ | 事業所ｂ | 事業所ｃ |
| 利用者① |  |  | １ |
| 利用者② | **１** | |  |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※計画数は、それぞれ「１」となります。

《正当な理由について》

|  |
| --- |
| 1. 対象サービスを位置づけた１月あたりの平均ケアプラン数が１０件以下の事業所」は、正当な理由に該当するとなっているが、例えば訪問介護を位置づけたプランが１０件以下であれば、通所介護や福祉用具貸与など他サービスのケアプランが１１件以上あり、算定で８０％を超えても減算の対象にはならないのか？ |

→　正当な理由がなく８０％を超えているサービスが１つでもある場合は、全ての利用者に対して減算が適用されます。

|  |
| --- |
| ②「居宅介護支援事業所の通常の事業実施地域内において、対象サービスが各サービスごとでみた場合に、事業所数が５事業所未満である事業所」の考え方は？ |

→　居宅介護支援事業所が運営規程に定める通常の事業実施地域で判断します。

　　なお、「運営規程に定める通常の事業実施地域」は市町村または平成の大合併前の旧市町村単位とし、利用者の９０％以上が、その地域内に所在している必要があります。

　　通常の事業実施地域について、利用者の実態と適合していない場合は、見直しを検討する必要があります。

　※運営規程に定める通常の事業実施地域

　　例１：「伊佐市」の場合・・・伊佐市内で５事業所未満かを判断します。

例２：「伊佐市及び湧水町（旧吉松町に限る）」の場合・・・

伊佐市及び旧吉松町内で５事業所未満かを判断します。

例３：「伊佐市（旧菱刈町に限る）」の場合・・・旧菱刈町内で５事業所未満かを判断します。

　事業所数については、県ホームページ（以下）にて御確認ください。

県HPトップ > 健康・福祉 > 高齢者・介護保険 > 指定事業者全般

> 介護保険指定事業所一覧

<http://www.pref.kagoshima.jp/ae05/kenko-fukushi/koreisya/zigyosya/list.html>

|  |
| --- |
| 1. 「通所介護等（通所介護と地域密着型通所介護を合算）」の算出方法を選択した場合における「居宅介護支援事業所の通常の事業実施地域内において，対象サービスが各サービスごとでみた場合に，事業所数が５事業所未満である事業所」の判断方法は？ |

→　「通所介護等」を選択した場合は，両サービスの合計事業所数が５事業所未満か否かで判断します。

《居宅サービス事業所等の選択に関する説明についての確認書について》

|  |
| --- |
| ①「確認書」については、判定期間中に居宅介護支援事業所を変更した方や亡くなった方も対象となるのか。 |

→　「確認書」の対象者は、判定期間中に紹介率最高法人で８０％を超えたサービスを利用した全ての利用者が対象となり、途中で事業所を変更した方や要介護から要支援に区分変更となった方も含まれます。ただし、亡くなった方は除きます。

|  |
| --- |
| ②「確認書」については、代理人が記入する場合、介護支援専門員が記載しても良いか。 |

→　居宅介護支援事業所の減算に関わる調査であることから、当事者である居宅介護支援事業所の職員は、代理人として認められません。

本人が記載できない場合は、本人の意向を踏まえた上で、家族や身内が代理人として記載してください。

なお、独居等で身寄りがない場合は、第三者が本人から聞き取りの上で記入してください。

|  |
| --- |
| ③紹介・説明する事業所について注意すべき点はありますか。 |

→　○以下のいずれかの文書を少なくとも１種類以上使用して、介護サービス事業所に関する説明を行ってください。（口頭のみによる説明は認められません。）

ア　各居宅介護支援事業所で作成した説明資料

　　　　（資料の内容については、「事業所番号、事業所名称、開設法人名、事業所所在地、事業所電話番号、営業日、営業時間、その他参考となる情報など」を盛り込んだものとしてください）

イ　各介護サービス事業所のパンフレット

ウ　介護サービス情報公表システムのホームページの画面印刷資料

　　○利用者に説明するべき事業所の条件等

ア　居宅介護支援事業所の通常の事業実施地域内に所在し、かつ当該利用者の居宅をサービス提供地域としている居宅サービス事業所であること

イ　別法人が開設している５以上の事業所

　　　　（別法人が開設している事業所が５以上所在していない場合は、所在する複数の別法人が開設している事業所を紹介すること）

※　説明対象とする事業所の選択にあたっては、利用者の利便性などの観点から、特に通所系サービスについては、利用者の居宅からの距離なども考慮の上で利用者が実質的に選択することが可能な事業所を提示するよう努めてください。

○　居宅サービス計画は、個々の利用者の特性に応じて作成されるものであり、事業所の紹介・選択理由も利用者個々によって異なるものであることから、確認書に記載された理由が一律的・機械的に記載されたものであることが明らかになった場合は、利用者から適正に確認書を徴したとは認められない場合がありますのでご注意ください。

|  |
| --- |
| ④利用者から徴取した「確認書」を市に提出する必要はありますか。 |

→　「確認書」を市に提出する必要はありません。事業所で適切に保存してください。（判定期間後の算定期間が完結してから５年間）

　　紹介率最高法人の占める割合が８０％を超えたサービスは、確認書の内容を転記した一覧表を提出してください。

　　なお、運営指導などで確認した際、確認書等の関係書類を保管されていないことが明らかになった場合は、正当な理由があったと認められない場合がありますのでご注意ください。

|  |
| --- |
| ⑤過去に一度「確認書」を徴取した利用者についても、改めて「確認書」の徴取が必要ですか。 |

→　集中減算の判定期間ごとに「確認書」を徴取する必要はありません。

ただし、以下に該当する場合は、それぞれの時点で、利用者に対して事業所の変更・選択する機会を提供するために説明を行う必要があります。その場合は、改めて「確認書」を徴取してください。

（１）各判定期間中に新規にプランを作成する場合

（２）各判定期間中に区分変更認定を受けた場合

（３）各判定期間中に更新認定を受けた場合

|  |
| --- |
| ⑥確認書の「３説明日」は、いつを記載するのか。 |

→　上記⑤の(１)～(３)のそれぞれの時点で、利用者に対して事業所の変更・選択する機会を提供するため、複数の事業所を紹介しますが、この事業所紹介に係る説明日を記載します。

|  |
| --- |
| ⑦その他特に注意すべき点はありますか。 |

→　○　必ず、利用者氏名を記載してもらうこと。また、代理人が記載する場合は、必ず「利用者と代理人の間柄」を記載してもらうこと。

　　　なお、記載内容・日付等に矛盾がある理由書は無効とします。

　○「確認書」の基本的な書式は変更しないでください。